

1. 履歴書

Q.学歴、職歴、賞罰の欄が不足する場合、どのように対応すべきか。	
A	用紙をコピーして、欄を貼り付けてください。 不足する欄があまりにも多い場合には、学歴、職歴、賞罰を別紙にまとめて添付しても結構です。その際には添付資料も2部送付してください。
Q.11月以降に結婚して改姓となる場合は、どちらの姓を記入するか。	
A	個別に事情を確認した上で、対応の方法をお伝えします。 教職員課教員採用担当(023-630-3406)あてにご連絡ください。

2. 健康診断

※「第二次選考試験合格者への諸連絡」の一部に誤りがありました。

3-(2)-①「健康診断票(令和2年1月1日以降)」とありますが、正しくは**令和3年**1月1日以降です。

(誤)令和2年 → (正)令和3年

Q.令和3年1月より前の健康診断結果でも可能か。	
A	令和3年1月以降の健康診断をお願いします。
Q.医療機関の様式でも可能か。	
A	2次試験で配布した様式を使用してください。 健康診断を受ける医療機関へ事前に提示していただくようお願いします。
Q.山形県外の医療機関での診断は可能か。	
A	全国いずれの都道府県でも可能です。

3. 教育職員免許状

Q.授与証明書はどのような方法で取得できるのか。	
A	免許状に記載されている授与権者(〇〇県教育委員会)に申請することで取得できます。 提出期間は1月12日以降ですが、取得までに数週間を要することがありますので、早めの準備を心がけてください。
Q.同一教科の専修、一種、二種の免許状所有の場合、提出は専修のみで良いか。	
A	同一教科であっても、専修、一種、二種は全て異なる免許状です。 免許状関係の書類(免許の写し、授与証明書等)を送付される際は、専修、一種、二種のそれぞれについて送付してください。
Q.今年度末に免許状が授与されるため、県教育委員会への提出期限となっている令和3年1月29日には間に合わない。このような場合、どのように対応すべきか。	
<b>※今年度末に大学を卒業される方の対応方法※</b>	
A	基本的な対応として、「提出可能な書類は令和3年1月29日まで提出(送付)」し、「間に合わない書類は後日提出」となります。 免許状の写しと授与証明書を後日提出する方法は次のとおりです。 【免許状の写し】 4月1日に行われる辞令交付式の受付時に提出してください。 【授与証明書】 次の①、②のいずれかで対応してください。 ①4月1日までに準備ができる場合 4月1日に行われる辞令交付式の受付時に提出してください。 ②4月2日以降に準備ができる場合 学校提出分と合わせて、配属された学校に教育委員会提出分も提出してください。
Q.2次試験時にどの免許状の写しを提出したか不確かな場合は、どのように対応すべきか。	
A	提出状況をお伝えしますので、教職員課教員採用担当(023-630-3406)あてに連絡してください。

4. その他

Q.保育園の申請にあたり、就労証明書の証明はどちらにお願いするのか。	
A	教職員課で対応します。 教職員課教員採用担当(023-630-3406)あてに連絡してください。